

船舶インシデント調査報告書

令和4年6月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡網）
発生日時	令和3年10月12日 08時15分ごろ
発生場所	北海道広尾町音調津漁港北東方沖 音調津港東防波堤灯台から真方位030° 2.6海里付近 (概位 北緯42° 15.9′ 東経143° 21.0′)
インシデントの概要	漁船第18竜福丸は、揚網作業中、網が推進器翼に絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年11月4日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第18竜福丸、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	HK3-100008、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波向 北、波高 約1m、潮汐 下げ潮の初期、潮流 弱い南流
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、ししゃもこぎ網漁（かけ回し式による底びき網漁法的一种）の目的で広尾町十勝港を出港し、音調津漁港北東方沖で操業を行っていた。</p> <p>ししゃもこぎ網漁の揚網手順は、袋網の左右両端につなげた引き綱を、船尾部両舷に備えたドラムで左舷船尾方至近に引き寄せ、引き寄せた同網に回し綱と呼ばれる揚網用ロープを接続し、左舷船首側にあるVローラで同ロープを巻いて、前部甲板に揚網するものであった。</p> <p>本船は、船首を南方に向けて袋網をひいた後、わずかに前進行きあしとなるように減速し、船尾方から北風及び弱い南流を受けながら、船尾部両舷に備えたドラムにより、同網の左右両端につなげた引き綱の長さを調整して同網を左舷船尾方至近に引き寄せ、揚網用ロープを接続する作業を行っていたところ、同網が船底に潜り込み、推進器翼に絡んで運航不能となった。</p> <p>船長は、携帯電話で、漁師仲間に網が絡んだ状況を伝えたところ、自力で網を外そうとせず、救助を待つようにとの助言を受けたので、所属漁業協同組合に救助を求め、来援した僚船にえい航されて十勝港に戻った。</p> <p>所属漁業協同組合は、海上保安部に本インシデントの発生を通報した。</p>

	<p>船長は、揚網作業中、袋網が推進器に近づき過ぎないように2本の引き綱を調整しながら左舷船尾方至近に引き寄せようとしていたが、船尾方からの風潮流の影響で、同網が船底に潜り込んでしまったと本インシデント後に思った。</p>
分析	<p>本船は、船尾方から北風及び弱い南流を受ける状況下、揚網作業中、南方に向けてひいた袋網を引き寄せたことから、同網が船底に潜り込み、推進器翼に絡んで運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が船尾方から北風及び弱い南流を受ける状況下、揚網作業中、南方に向けてひいた袋網を引き寄せたため、同網が船底に潜り込み、推進器翼に絡んだことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、揚網作業中、風向や潮流等の影響を考慮し、網と推進器翼との位置関係に十分な注意を払うこと。